
研究ノート

『オデュッセイア』における法的諸問題

松本英実

1. はじめに¹⁾

ホメロスの作と伝えられる『オデュッセイア』は、『イーリアス』と並んで、古代ギリシア文学のみならず西洋文学の古典中の古典である。一般に、両作品の成

- 1) 本稿は2014年度判例研究所特定課題研究プロジェクト「『オデュッセイア』における法的諸問題」の成果の一部である。本プロジェクトにおいては、オデュッセウス＝ギリシア人（西洋人）のアイデンティティの問題を読み解くためにも、オデュッセイアの物語の構造をとらえるためにも、オデュッセウスの不在の問題を考察することが重要であると考えた。また、法学と古典学の協働について、具体的なテーマに即してこれを問いたいと考えた。そのため、2014年8月18日から8月23日まで開催された国際研究集会「オデュッセウスとオデュッセイア」(Odysseus and the Odyssey)（スイス・ジュネーヴ、ハルト財団Fondation Hardt）において、“Legal treatment for a missing person --- Japanese law to be applied in Odysseus' case”と題する発表を行い、失踪宣告制度の観点からオデュッセウスの不在について、日本現行法を紹介・参照しつつ、分析した（8月22日（金））。この報告に対し、出席された各国の専門研究者に批判を仰ぎ、さらに法学と古典学、とくにその協働に関する助言を得た。ここにお名前を記して感謝申し上げる。フランソワ・リッサラグ François Lissarrague 社会科学高等研究院（フランス EHESS）教授（古代ギリシア美術史、図像学）、ダグラス・ケアンズ Douglas Cairns エディンバラ大学教授（ギリシア社会思想）、クリストファー・メットカルフ Christopher Metcalf オクスフォード大学研究フェロー（ギリシア・オリエント比較史）、オリエッタ・コルドヴァーナ Orietta Cordovana エディンバラ大学研究員（ローマ社会史）、ヴァネッサ・カッサート Vanessa Cazzato ナイメーヘン大学准教授（文学と社会）、グンター・マーティン

立は紀元前8世紀とされるが、最近の有力説では、紀元前7世紀前半から中頃とされている。両作品は文学作品であり、言うまでもなく「フィクション」であるが、法ないし法学の視点から考察してみても、非常に興味深くかつ解決の難しい問いを数多く含んでいる。

『イーリアス』については、これまで主に二つの論点が指摘されてきた。第一は、『イーリアス』18巻、いわゆる「アキレウスの盾」のシーンにおける「裁判シーン」の分析である。第二は、同23巻における「パトロクロスの葬送競技」に対するルイ・ジェルネ（Louis Gernet 1882-1962）の研究および野田良之（1912-1985）によるその紹介²⁾である。いずれも裁判ないし権利実現の手続きに関する問題が扱われている。さらに、その背景にある「法」ないし「裁判」に対する観念の西洋の特徴は何か、という根本的な問題が提起されている。しかし、参考になるパッセージは『イーリアス』の中には断片的にしか存在せず、これ以上の研究はほとんどなされていない、という研究状況である。

一方、『オデュッセイア』については、より具体的で実体法的な諸問題がこの作品には含まれているにもかかわらず、これまで法的分析はまとまった形では論じられていないように思われる。『イーリアス』が戦争を扱った叙事詩であるのに対し、『オデュッセイア』は生成期のポリスの「内政」を、オデュッセウスの「オイコス（イエ）」を扱っているとされていることを考えると、この点は一層奇異であると言わざるを得ない。本稿は、この点を念頭におきつつ『オデュッセイア』における法的な諸問題を抽出し、解答が容易には見つからない点を指摘し、その原因探求の糸口を探ってみたいと考えている。はじめに、これまでのオデュッセイア研究（読解）の二つの例を検討した後、これをふまえて法的問題の抽出を試みたい。

Gunther Martin ベルン大学准教授（ギリシア文学、社会思想）。その後、リッサラーク教授の来日が実現し（2015年10月）、本プロジェクトでスタートした研究協力関係は、現在も進展している。日本からは、吉原達也教授（日本大学）、吉村朋代准教授（広島国際大学）、野津寛教授（信州大学）らが参加され、討議を通じて多くを学ばせて頂いた。とりわけ、同研究集会を主宰された葛西康德教授（東京大学）には大変お世話になった。心より感謝申し上げる次第である。

2) 野田良之「私法観念の起源に関する一管見」我妻栄先生追悼論文集『私法の新たなる展開』有斐閣 1975、23-47頁

2. 『オデュッセイア』の読解

(1) アルトーグ『オデュッセウスの記憶』³⁾

フランソワ・アルトーグは、オデュッセイアの物語自体と、オデュッセイアの受容・展開の双方を素材として、ギリシア人のアイデンティティ（自己（同一）性 *identité* と他者性 *altérité*）について考察し、これをさらに西洋のアイデンティティの問題として展開している。筆者は現在同書の共訳を準備中であるが、その邦訳への序の中で、アルトーグは同書の核心を（原著出版後 20 年を経て）次のようにまとめている。「西洋の伝統の中で重要な位置を占めるこの叙事詩は、全編を通じて帰還を目指すものであるが、その物語はギリシア人が見慣れぬ土地、自身とは異なる人々ととりもつ関係について何がしかを語っているのではないか」。航海・遍歴を通じてなおオデュッセウスは何も学ばなかった、とするレヴィナス（「西洋の形而上学」）を参照しつつも、アルトーグが採用するのは、オシップ・マンデリシタームのオデュッセウス像である：オデュッセウスは「場所と時間をその身に詰めて」帰還した。開拓者であり「境界人」であるオデュッセウスは、自己の責任と危険を賭して、境界を設定し、またそれを越えていく。異なる諸空間を渉猟する長い旅を通して、オデュッセウスはギリシア文化が設定する区分・区別の一覧（総ざらい）を提出する。すなわち、神と人間、人間と動物、野蛮と文明、「犠牲を行い、安定した（国家）秩序を有する「パンを食べる人びと」の世界と、無秩序とアノミーが支配する空間」、というように。では時間についてはどうか。この点について、アルトーグは、パイエーケースの吟遊詩人デーモドコスがオデュッセウスについて歌う場面（8 巻）に注目する。「オデュッセウスは突然、十年前の自分と対峙する。名前も失い、哀れな浮浪者の身なりの自分と、昔の栄光につつまれた英雄との間を結び付けることが彼自身にも不可能と思われるような隔たりが分かť自分と対峙するのである。」この「自己と自己の間の手の施しようのない隔たりの自覚」をアルトーグは「歴史性」*hisitoricité* と呼ぶ。このギャップを埋める言葉をもたないオデュッセウスはただ「泣く」しか術がない。アルトーグの最近の関心は、このテーマの探

3) François Hartog, *Mémoire d'Ulysse, Récit sur la frontière en Grèce ancienne*, Gallimard, 1996；フランソワ・アルトーグ著、葛西康德・松本英実訳『オデュッセウスの記憶——古代ギリシアの境界をめぐる物語』東海大学出版会 2016 公刊予定

求に向けられている (*Régimes d'historicité*)⁴⁾。

後述の、法的諸問題との関係では、アルトーグの考察の以下の二点に本稿では注目しておきたい。一つは、オデュッセウス不在のイタケーの状態を、アルトーグは「何もかもがもはやうまく行かない空間、無秩序 *désordre* と無法 *anomie* に他ならない空間」である（その好例である）とし、「パンを食べる人びと」の国家状態と対置している点である。いま一つは、オデュッセウスの不在 (gap) を、時間軸上のアイデンティティの問題（歴史性）に回収する点である。

(2) フィンリー『オデュッセウスの世界』⁵⁾

『イーリアス』および『オデュッセイア』に描かれた社会、即ち「ホメーロスの社会」を、初めて体系的かつ包括的に描いて見せたのは、かのモーゼス・フィンリーの『オデュッセウスの世界』である。フィンリーが採用した方法論は、マルセル・モースに代表される比較人類学の成果を古代ギリシア、特にアルカイック期のギリシアに当てはめてみる、という方法である。その一例が、「互酬制(レシプロシティ)」という概念であり、フィンリーはこの概念を用いて、ホメーロスにおける婚姻およびリーダー（貴族階級）間の政治的紐帯を分析して見せた。換言すれば、ホメーロスの社会に対して初めて「社会科学的分析」を行ったのが、フィンリーのこの著作であるといってよい。その際フィンリーが主として依拠したのは『オデュッセイア』であって『イーリアス』ではなかった。

しかし、『オデュッセイア』における法的諸問題を体系的・包括的に扱った研究は、フィンリーの研究から60年たってもまだ出ていない。これは何故か。筆者が思うに、それは、皮肉なことに、フィンリーの研究が出たからこそ、法的研究が出なかったのである。つまり、フィンリーの研究は法的研究を阻害したのである。

では、なぜ阻害することになったのか。周知のように、フィンリーは法学を修めており、フィンリーが法的諸問題を念頭に置いていなかったわけではない。その証

4) François Hartog, *Régimes d'historicité. Présentisme et expériences du temps*, Seuil, 2003. フランソワ・アルトーグ（伊藤綾訳）『「歴史」の体制 現在主義と時間経験』藤原書店、2008

5) M. I. Finley, *The World of Odysseus*, 2nd ed. Penguin (1978, 1st ed. 1954). M. I. フィンリー（下田立行訳）『オデュッセウスの世界』岩波文庫 1994

拠に、彼は非常に多くの求婚者たちがペーネロペイアに対して、なぜあれほどまでに熱心に結婚を求めるのかという疑問について、「イタケーの政治的支配の正統性 (legitimacy) は、奇妙にも (strangely) ペーネロペイアのベッドにくっついている。」と表現している。つまり、彼はイタケー島の支配は単に経済的・軍事的実力に依存しているのではなく、何らかの「正統性」が必要であり、それが「奇妙にも」オデュッセウスの妻（女性）に依存していることに、気づいている。この、いわば「憲法上」の問題は後で扱うことにしたい。

フィンリーの著作が法的諸問題から我々の視点を遠ざけた理由は、その社会学的・人類学的説明の成功にある。政治的・経済的实力者（リーダー）の「オイコス」を基礎単位として、オイコス間の互酬性原理に基づく社会的結合による（ポリスを含む）諸コミュニティ秩序の維持管理によって「オデュッセウスの世界」のメカニズムを見事に描いたことが、かえってそこに種々の法的問題が含まれていることに我々を気づかせないようにしたのである。

3. 法的諸問題

『オデュッセイア』は、現代の法的視点から見ても、非常に興味深い問題をいくつか含んでいる。もちろん時代背景の相違や本作品が「フィクション」であることを看過することは許されないが、時代を超えて共通する「状況」を抽出し、その「状況」における当事者や社会の対応を比較することは不可能ではなく、その比較から得られる視座は、現代においても問題解決が完全にはなされてはいないことを示唆するのである。

その状況とは、一言でいえば、「オデュッセウスの不在」である。しかも、不在期間は「20年」に亘る。すなわち、トロイア戦争従軍が10年、そして帰国に10年かかっている。かかる長期間にわたる不在が、オデュッセウス自身のオイコス（イエ）に関して、そしてまた、彼自身がその「リーダー」であるイタケー島全体に対して、種々の「法的」問題を生ぜしめないはずがない。以下、「オイコス」の問題と「島全体」の問題に分けて、分析してみよう。そして、この両者が相互に関係する問題領域であることも、明らかにしたい。

(1) オデュッセウスの「オイコス」(イエ)をめぐる諸問題

これは、あえて言えば「私法的問題」であるが、この問題を法的に考えるとき、現代ならば、オデュッセウス自身の安否問題について「失踪宣告」⁶⁾、不在中のオデュッセウスの財産に関して「事務管理」ないし「不当利得」などの問題が考えられよう。

「失踪宣告」制度は古代には無い。では、「不在」から生じる諸問題はどのようにして解決されたのであろうか。ここでは、ローマ法における「*postliminium* (「帰国権」)」について簡単に紹介したい⁷⁾。*Postliminium* というのは、もし自由人が戦争等の原因により敵国の捕虜になった場合、法原則に従えば、彼は「奴隷」身分となるので、彼の家族および財産関係は根本的に変化せざるをえないことになる。しかし、もし彼が何らかの理由(例えば、身代金 ransom)によって解放されて帰国した場合、彼は自由人に「復帰」するわけであるが、彼の不在中の財産、そして婚姻関係はどのようになるのであろうか。前者は一定程度保護される。即ち、所有権などを一定程度回復できる。しかし、当然、そこには利害関係者との間に複雑な問題を生じる。

では、婚姻関係はどうなるのであろうか。古典ローマ法では、捕虜になることによって、婚姻関係は終了し、合意が無い限り、再び夫婦に戻ることはない。しかし、ユスティニアヌスは、捕虜になっても生存が確実な限り、婚姻関係は継続するとした。では、生死が不分明な場合はどうなるか。妻は5年間は(別の男性と)再婚できないのである。もし、彼が捕虜として死んだ場合は、再婚待機期間は終り、有力説に従えば、捕虜になった時にすでに彼は死亡したと見なされた⁸⁾。

6) 河上正二『『イノック・アーデン』考——失踪宣告の取消しと婚姻』中川良延他編『日本民法学の形成と課題 星野英一先生古稀祝賀』上巻81-122頁

7) 原田慶吉『ローマ法』改訂版 有斐閣 1955, W. W. Buckland, *A Textbook of Roman Law*, 3rd edition, Cambridge 1963 (revised by Peter Stein, 1st ed. 1921), pp 67-69; *Ibid.* *Roman Law of Slavery*, Cambridge 1908, pp. 304-317

8) 不在の問題は、さらに広げれば「戦死」認定の問題の比較検討へと発展しうる。これに関しては、日本についての石井紫郎の観察が興味深い。「戦場から帰らぬ人であっても、「討死」と公式に認められない、単なる行方不明者は、位牌を仏壇に入れることさえ許されず、香華の手向けも表向きできない日陰者であり続けるが、「討死」と公式判定され、「軍鑑」にそれが記載された瞬間、一転して「世の光をあび」、「家の跡目をきよめよという上意」までもが下される。」(『日本人のアイデンティティーと歴史認識覚書』『日

以上が、「*postliminium*」の制度であるが、これに照らして『オデュッセイア』を分析してみた場合、オデュッセウスを「捕虜」と見なすことができるかどうか問題となろう。確かに、オデュッセウスはトロイア戦争で捕虜になったわけではない。しかし、帰路、カリュプソーの島で7年近く逗留しことは間違いない。しかも、この逗留は神々の意図に基づくもので、オデュッセウスの本意からではない（但し、この点に全く疑義が生じないわけではない）。

次なる問題点は、オデュッセウスの財産である。周知のように、彼の財産（少なくとも、家畜などの動産）は、求婚者によって費消されてゆく。この点は、求婚者側に正当化の余地は無いように見える。しかし、ここにいわば「公法的」視点、即ち「イタケー島の秩序」という視点を持ち込むと、必ずしもオデュッセウスを被害者とばかり見なすことはできないのではないかと思われる。

(2) イタケー島の支配秩序の問題

オデュッセウスの20年にわたる不在の間も、イタケー島全体の秩序は保たれた。つまり、内乱は生ぜず、また外敵からの侵攻もなかった。何故であろうか？

それは、ペーネロペイア求婚という共通目的に向かって、有力者たちが共同行動をとったからでないか。しかも、この求婚者たちの中には、相当程度外国人が含まれる⁹⁾。従って、集団求婚行為によって、対内関係のみならず国際関係も安定を保つことができたのである。そして、この共同集団行為を物質的に支えたのが、オ

本人の法生活』（日本国制史研究III）東京大学出版会、2012、61頁）石井は、ここから歴史記述の特徴を引き出し、日本人のアイデンティティを分析する。アルトーグが語る、海での無駄死の危険、そしてアルトーグが提起する歴史＝物語記述とアイデンティティの問題との結節点がここに求められるかもしれない。

9) オデュッセウスの館に集った求婚者たちは、地元イタケーの者だけに限られない。近隣の支配者、有力者が、この不在の国家の運営に関心を示しているものであり、さらに、この者たちを殺戮したオデュッセウスはそのことで「国際問題」を新たに引き起こすものでもある。オデュッセウスは、ペーネロペイアの求婚者たちを、正当な仕方です「殲滅」したとは言えないと思われる。オデュッセウスの戦闘と殺戮を正当化する理論が必要とされるが、オデュッセイアはこれを示さない。血で血を洗う「非人道的」争いに割って入るのは、神アテネの介入である（アムネスティ、24巻）。停戦の紛争処理をここに見ることができる（その権威は神による）と同時に、オデュッセイア全編で語られる物語は、その一方当事者オデュッセウスの主張にすぎない、とも見うる。

デュッセウスの財産の費消（オデュッセウスの家畜の屠殺）だったのである。換言すれば、この財産費消がなければ、イタケー島の秩序は保持されず、内乱と戦争が（恐らく）同時に生じて、オデュッセウスの支配は完全に崩壊していたであろう。結果的には、求婚者たちを全員殺戮することによってオデュッセウスは権力を回復したわけであったが、もし、財産費消を伴わなければ、ペーネロペイアはとくに実家に戻りそこで再婚していたであろうし、ペーネロペイアも去ったのちのイタケー島は、オデュッセウスとは別の誰か（それは、外国人であったかもしれない、またペーネロペイアの新しい夫（これも外国人でありうる）であったかもしれない）によって、支配されていたであろう。その意味では、費消された財産は、オデュッセウスの損失であるが、イタケー島全体の秩序維持には貢献したのである。

（3）「不在」の問題と残された課題

イタケーの支配者の不在は、国制上の問題である。テーレマコスが成人すれば、彼がこの地位を襲うのか、それともペーネロペイアが再婚する相手がこの地位につくのか。前にフィンリーの指摘に言及したように、支配の正統性は、オデュッセウスではなく、ペーネロペイア（のオイコス？）に由来しているように思われる。これを裏書きするように、不在に対処するためにオデュッセウスの父が出てくる場はない。支配者不在の国家にあって、どのような対処をすべきか、「求婚者」たちがオデュッセウスの館に集う所以は、その「会議体」に求められるかもしれない。少なくとも不在の支配者を代位するものが求められ、有力者の各人、あるいは有力者の団体はその正当な候補とされるのではないか。「求婚者」たちが「無法」に行う飲食も、「無法」と主張しているのはあくまでオデュッセウスであって、むしろ法に従えば主はこの「会議体」を維持する義務を負う、と考える余地はある。

そもそも、オデュッセウスの公法上、憲法上の地位が問われる。オデュッセウスはいわゆる「王」ではない。従って、イタケーの憲法は「王制」ではない。なぜなら、もし「王制」であったとすると、オデュッセウスの父、ラーエルテースの地位は不可解であるし、息子テーレマコスの地位をサポートする声がイタケー住民の集会でほとんど聞かれない点が不可解とされるからである。

23巻において、オデュッセウスはペーネロペイアと再会（相互確認）を果たし、オイコスは復興するが、それは一時的であり、オデュッセウスは再び旅に出ると予

言して、物語は事実上終わる。最後の場面は求婚者の遺族らとの武力衝突であり、オイコス自体については大きな進展はない。

もしあえて、オイコスの未来を予測するならば、テーレマコスの相続、即ちオイコスの新ヘッドへの移行、オデュッセウスの「引退」という法的問題が生じる。幸い、テーレマコス是一人息子であり、さしあたり相続問題は生じない(但し、オデュッセウスに新しい子供(男子)が生じる可能性は否定できない)。

オイコスをめぐって、オデュッセウスとテーレマコスは決して運命共同体ではない。むしろ両者は潜在的には対立する立場にある。パーネロペイアの再婚は、さらにパーネロペイアとテーレマコスの対立をもたらす。ここで問題となるのは、このオイコスを支える財産が誰のものか、という点である。もし、パーネロペイアの嫁資であれば、その再婚は、オデュッセウスにも、テーレマコスにも大きな意味を持たざるを得ない。かくして、財産と支配と正当性の関係が問われなければならないのである。

(追記)

本稿は、青山学院大学判例研究所 2014 年度特定課題研究プロジェクト(ホメロス『オデュッセイア』の法的諸問題の研究)による研究成果の一部である。